



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 0 号

平成23年(2011年)11月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
都市計画の決定について (都市計画課)	3
都市計画の変更について (")	3
建築基準法第52条第8項第1号に規定する区域の指定について (建築指導課)	4
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	4

土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課)	4
選挙管理委員会告示	
平成23年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	4
平成23年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	5
監査公表	
監査公表(第15号) (監査事務局)	5
農業委員会告示	
平成23年第11回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	7

告 示

●金沢市告示第282号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場(旧金沢市営西金沢駅前自転車駐車場)
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
 - 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

金沢市営金沢駅第4自転車駐車場

金沢市営森本駅東第2自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 109台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成23年10月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成23年11月21日から平成24年2月20日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第283号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	12台	
		2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	3台	
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	3台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	2台	
片町地区自転車等放置禁止区域	2台	
豎町地区自転車等放置禁止区域	5台	
		1台
畝田西1丁目地内	1台	
松村5丁目地内	1台	
西念4丁目地内	3台	
長田町地内	3台	
増泉2丁目地内	4台	
西泉1丁目地内	14台	
吉原町地内	1台	
額新町1丁目地内	1台	
広坂1丁目地内	3台	
池田町1番地地内	1台	
泉3丁目地内	3台	
金石本町地内	4台	
入江3丁目地内	1台	
千木町地内	1台	
木ノ新保町地内	1台	
東山1丁目地内	1台	

畝田西2丁目地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	2台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	4台
安江町地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
二塚町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成23年10月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成23年11月21日から平成24年5月20日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目及び直江北1丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	副都心北部 直江地区 地区計画

●金沢市告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金 沢 都 市 計 画 用 途 地 域	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目及び直江北1丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	
金 沢 都 市 計 画 高 度 地 区	金沢市直江町、近岡町及び問屋町3丁目の各一部		
金 沢 都 市 計 画 特 別 用 途 地 区 (大規模集客施設制限地区)	金沢市直江町及び近岡町の各一部		
金 沢 都 市 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業	金沢市近岡町の一部		
金 沢 都 市 計 画 道 路	金沢市近岡町の一部		3・4・76号 近岡直江線

金 沢 都 市 計 画 公 園	金沢市直江町の一部	3・3・12号 鞍月中央公園
金 沢 都 市 計 画 下 水 道	金沢市辰巳町及び末町の各一部	金沢市公共下水道 (西部処理区)

●金沢市告示第286号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号に規定する区域を指定したので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成23年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

指定した土地の区域
金沢市直江町の一部

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成23年11月21日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成23年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成23年11月21日から同年12月19日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成23年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市三池高柳土地区画整理組合	平成23年11月21日から 同年12月5日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第100号

平成23年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成23年12月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第101号

平成23年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成23年12月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和23年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成23年11月21日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	高	村	佳伸
金沢市監査委員	苗	代	明彦

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
金沢市土地開発公社	金沢市広坂1丁目9番16号	総務局 総務課
財団法人 金沢市福祉サービス公社	金沢市芳斉2丁目3番28号	福祉健康局 長寿福祉課

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、高村佳伸、苗代明彦

3 監査の範囲

平成22年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成23年度及び平成21年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

平成23年7月6日から同年11月9日まで

5 監査の方法

監査は、出資団体の事業の運営が出資目的に沿って行われているか、補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正か、債務保証契約に係る事務及び公の施設の管理に係る事務が適正かを主眼として実施した。

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、抽出により事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況について調査を行うとともに、関係帳票の照合、通査及び関係職員から説明を聴取した。

また、施設の管理等状況について管理を行わせている施設の一部を実査した。

主な監査帳票

金沢市土地開発公社	総勘定元帳、支出負担行為伺書、債務負担行為伺書、金銭消費貸借契約書、収入伝票、支払伝票、振替伝票、財務諸表、定款、会計規程等諸規程
財団法人 金沢市福祉サービス公社	総勘定元帳、支出負担行為伺書、収入伝票、支払伝票、振替伝票、普通預金通帳、財務諸表、寄附行為、会計規程等諸規程、公の施設の管理に関する協定書

6 団体の概要

(1) 金沢市土地開発公社

ア 設立及び目的

金沢市土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備をはかり、もって市民福祉の増進に寄与することを目的に昭和48年5月に設立された。

イ 本市との関係

(ア) 基本金の出資状況

基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成22年度）

土地開発公社無利子貸付事業費 2,955,778千円

(ウ) 債務保証の状況（平成22年度末現在）

債務保証の総額 11,072,413千円

(2) 財団法人 金沢市福祉サービス公社

ア 設立及び目的

財団法人金沢市福祉サービス公社は、援護を要する高齢者、心身障害者等に対して在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図り、よって高齢者、心身障害者等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーションの具現化に寄与することを目的に平成2年2月に設立された。

イ 本市との関係

(ア) 基本金の出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成22年度）

金沢市福祉サービス公社運営費 5,779千円

(ウ) 指定管理の状況

施 設 名
金沢市老人福祉センター（万寿苑、松寿荘、鶴寿園）、 卯辰山公園健康交流センター千寿閣、 金沢市福祉作業センター十一屋ことぶき作業場

印は、実査を行った施設である。

第2 監査の結果

1 金沢市土地開発公社

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理、債務保証契約に係る事務は監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、団体理事長及び所管課長に通知し改善を促したので、記述を省略した。

2 財団法人 金沢市福祉サービス公社

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理、公の施設の管理に係る事務は監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成23年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成23年11月28日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成23年(2011年)11月21日 印刷
平成23年(2011年)11月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄